

虐待を受ける障がい者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充 を求める意見書

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行された。この法律は、その第9条第2項で、通報等の内容が事実確認によって「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者」に対して、一時的に保護するため、当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させるなどの適切な措置を講じることを市町村に義務付けている。したがって、旧来の障がい者虐待防止対策の観点からすれば、その不十分さを補完し、今後に果たす役割を期待するものである。

しかし、現状においては、その入所措置の際、当然障害種別に応じた支援措置が行われるべきであるが、身体障がい者、知的障がい者以外の障がい者であるときは「当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして」支援することとされ、いわゆる精神障がい者の適切な入所措置の支援が十分に確保されていない状況である。

また、養護者による虐待を受けた障がい者の入所措置のための居室を確保している市町村の所在地が偏っており、しかも入所施設も少なく、さらに、精神障がい者の支援のための入所施設にいたっては、数箇所しかない状況である。

このように、障がい者虐待への支援措置が十分に確保されていないことから、奈良県として一時的保護のための支援措置が求められている。

都道府県の支援措置については、「障害者虐待防止対策支援事業の実施について」（平成24年4月5日）で示された「実施要綱」の「第3事業内容 2 家庭の訪問等個別支援事業」の中で、「都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急

一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。」と明記されている。

この趣旨を踏まえ、上述のような現状における不十分な入所措置の状況に対して、奈良県は、一時保護のための入所施設あるいは居室を確保し、県内施設と共に連携をとって障がい者虐待への対策を充実し推進することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日

生 駒 市 議 会